

市有地（定住促進住宅地）の9区画を分譲します

市外からの転入や新婚、子育て世代などは最大40%割引特典あり

市は、人口減少の抑制と新婚や子育て世代の定住促進のため、市有地を分譲します。詳しくは市公式サイトで確認できます。



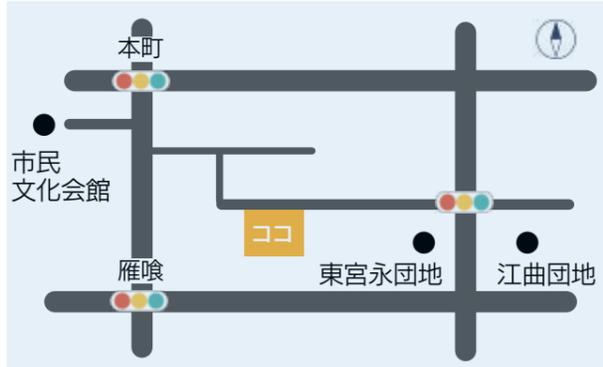
□物件

- 所在地 佃町71番3 外8筆
- 面積、価格

区画	面積	売却価格
A	292.40㎡ (88.45坪)	9,328,000円
B	262.23㎡ (79.32坪)	8,129,000円
C	245.29㎡ (74.20坪)	7,604,000円
D	237.22㎡ (71.75坪)	7,354,000円
E	235.27㎡ (71.16坪)	7,505,000円
F	220.79㎡ (66.78坪)	7,043,000円
G	224.88㎡ (68.02坪)	7,039,000円
H	232.51㎡ (70.33坪)	7,278,000円
I	235.70㎡ (71.29坪)	7,377,000円

●申込開始 4月1日(火)～、(土日、祝日を除く午前8時30分～午後5時)

●申込資格 ▷申込日の属する月の初日で申込者またはその配偶者(婚姻予定を含む)が45歳以下▷3年以内に居住用住宅を建設し、居住すること▷同居予定の子または配偶者がいること▷分譲代金の支払いが可能であること▷申込者と同居予定者に市税などの滞納がないこと▷転売を目的とした購入ではないこと▷暴力団員でないことなど



●申込方法 申込書と必要書類を市役所柳川庁舎3階財政課へ提出。申込書や募集要領は、同課や市公式サイトで入手可

●転入・新婚・子育て世帯などの割引特典

①転入特典＝市外からの転入の場合10%割引②新婚特典＝結婚を機に購入する場合や婚姻届提出後1年以内の場合10%割引③若者特典＝夫婦の年齢がいずれも29歳以下の場合10%割引④子育て・孫特典＝中学生以下の子どもや65歳以上の高齢者がいる場合子ども1人、高齢者1人につき10%割引

⑤市内事業所勤務特典＝市内事業所に勤務しているか市内で自営業を行っている場合10%割引

※①～⑤の割引は重複可。最大40%割引

●決定方法 先着順。4月30日(水)までに複数の応募があった場合は抽選

【問】同課管財係 (☎77・8433)

空調設備などのため6月から市民体育館を改修します

工事の影響でメインアリーナは6月から、サブアリーナは10月から使用できません

市民体育館の空調設備や床、耐震改修工事を行います。改修工事の間中はメインアリーナとサブアリーナが使用できません。なお、メインアリーナとサブアリーナ以外の館内施設(トレーニングルームや会議室など)は通常どおり使用できます。ご理解ご協力よろしくお願いします。



●改修工事期間 ▷メインアリーナ＝6月～来年3月▷サブアリーナ＝10月～来年3月

※工事の進捗状況により、期間を変更することがあります。

【問】市生涯学習課スポーツ推進係 (☎77・8837)



改修工事を行うメインアリーナ

市役所三橋庁舎に成年後見センターを開設

成年後見制度を知りたい人や利用を検討したい人は気軽に相談を

市は市役所三橋庁舎内に「成年後見センター」を開設しました。認知症や障がいなどの理由で判断能力が十分ではない人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、同センターは相談対応や制度の広報、啓発などで成年後見制度の利用をサポートします。認知症の親が悪徳商法の被害に遭わないか心配、障がいを持つ子の将来が心配、成年後見制度を詳しく知りたいなど、来所相談を希望するときは事前にご連絡ください。詳しくは市公式サイトで確認してください。



●開設時間 月曜～金曜 午前8時30分～午後5時(土日、祝日を除く)

●センターの4つの機能

- ①相談機能＝本人や家族、支援者などの相談全般
- ②利用促進機能＝制度利用や申立て手続きの支援
- ③後見人支援機能＝成年後見人への助言や相談
- ④広報・啓発機能＝制度の理解と利用促進を図るため研修会や広報活動の実施



④広報・啓発機能＝制度の理解と利用促進を図るため研修会や広報活動の実施

【問】同センター (☎77・8825)

新婚世帯のマイホーム取得を支援します

これからマイホーム取得する人も来年2月末までに申請が必要です

市は市内に住宅を取得した若い世代を支援しています。結婚を機に市内にマイホームを取得した人や取得する予定の人で、要件を満たす人は申請すると最大60万円の補助を受けることができます。補助を受けるには申請が必要です。要件や申請に必要な書類などは、市公式サイトで確認してください。



●対象 次の全てに該当する人

▷婚姻日時点で夫婦共に39歳以下▷夫婦の所得の合計が500万円未満▷申請者とその同一世帯の人が市税を滞納していない▷申請者とその同一世帯の人が暴力団や暴力団に関係していない

●補助金額 4月1日から来年2月末までに支払ったマイホーム取得費用(建物のみ)を補助します。

▷29歳以下の夫婦＝最大60万円▷39歳以下の夫婦＝最大30万円

●必要書類 交付申請書、誓約書、夫婦の所得証明書、戸籍謄本など

□ケース1 令和6年1月1日から12月31日までに婚姻した夫婦 来年2月末までにマイホームを取得した人は来年2月末までに申請してください。今年度に限り、補助を受けることができます。

□ケース2 令和7年1月1日から令和8年2月28日までに婚姻した夫婦 令和9年2月末までにマイホームを取得する予定の人は来年2月末までに申請してください。来年度まで継続して補助を受けることができます。

【問】市企画課企画係 (☎77・8423)

□申請のイメージ

